

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 44

許認可等の内容		海岸保全施設の工事の施行の承認
根拠法令及び条項		海岸法第13条第1項
審査基準	関係条項	海岸法第14条 海岸法施行規則第5条の8
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港の機能を阻害させるおそれがないこと 2 漁港又は海岸の管理及び使用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと 3 当該漁港に関する維持運営計画、漁港整備計画、漁港施設等活用事業の推進に関する計画、その他漁港施設若しくは海岸保全施設の整備事業計画等に影響を及ぼすおそれがないこと 4 海岸保全区域内の生活環境を著しく悪化させるおそれがないこと 5 事故防止について十分な配慮がなされていること
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成13年4月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--